

平成十二年総理府令第百二十二号

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又はメガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。
二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。
三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。
六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力

規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。
七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。
十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設的设计において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象
ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）
ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象
ニ 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）
第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。
二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設的位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。
イ 発電用原子炉施設的位置
敷地の面積及び形状
敷地内における主要な発電用原子炉施設的位置
ロ 発電用原子炉施設の一般構造
耐震構造
耐津波構造（研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
その他の主要な構造
ハ 原子炉本体の構造及び設備
（1） 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）
構造
（i） 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量
主要な核的制限値
（ii） 主要な核的制限値
（iii） 主要な熱的制限値
（iv） 燃料体
（2） 燃料材（熱を発生するために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。）の種類
（i） 燃料被覆材（核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。以下同じ。）の種類
（ii） 燃料要素（燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最小単位であるものをいう。以下同じ。）の構造
（iii） 燃料集合体の構造
（iv） 減速材及び反射材の種類
（3） 原子炉容器
（4） 構造

- （i） 最高使用圧力及び最高使用温度
放射線遮蔽体の構造
（ii） その他の主要な事項
（5） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備
（6） 核燃料物質取扱設備の構造
（1） 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
（2） 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
（3） 冷却能力
（4） 冷却材の種類
（i） 一次冷却材設備
（ii） 冷却材の種類
（iii） 冷却材の温度及び圧力
（5） 二次冷却設備
（6） 冷却材の種類
（i） 冷却材の種類
（ii） 冷却材の個数及び構造
（iii） 冷却材の種類
（iv） 冷却材の個数及び構造
（7） 非常用冷却設備
（8） 非常用冷却設備
（i） 冷却材の種類
（ii） 冷却材の個数及び構造
（iii） 冷却材の種類
（iv） 冷却材の個数及び構造
（9） 計装
（10） 計装
（i） 計装の種類
（ii） その他の主要な計装の種類
（11） 安全保護回路
（12） 原子炉停止回路の種類
（13） その他の主要な安全保護回路の種類
（14） 制御設備
（15） 制御材の個数及び構造
（16） 制御材駆動設備の個数及び構造
（17） 反応度制御能力
（18） 非常用制御設備
（19） 制御材の個数及び構造
（20） 主要な機器の個数及び構造

- (iii) 反応度制御能力
- (5) その他の主要な事項
- ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
 - (1) 気体廃棄物の廃棄施設
 - (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排気口の位置
 - (2) 液体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排水口の位置
 - (3) 固体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
- チ 放射線管理施設の構造及び設備
 - (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
 - 屋外管理用の主要な設備の種類
 - (2) 原子炉格納施設の構造及び設備
 - (1) 原子炉格納容器的構造
 - (2) 原子炉格納容器的設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
 - (3) 非常用格納容器保護設備の構造
 - (4) その他の主要な事項
- リ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
 - (1) 常用電源設備の構造
 - (2) 非常用電源設備の構造
 - (3) その他の主要な事項
- 三 法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 四 法第四十三条の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

- 六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
 - ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
 - ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
- 七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
 - ロ 設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第四号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
 - ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
- 八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
 - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

- 三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 十二 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 十三 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- 4 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
- 4 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。
 - 一 炉心の著しい損傷
 - 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

- （法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者）
- 4 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- （変更の許可の申請）
- 5 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
 - 一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の大熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三号第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三号の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第三号第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三号の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三号第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三号の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三号第一項第八号に規定する事項を記載すること。
 - 二 令第二十条の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

- 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
 - 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
 - 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
 - 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
 - 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
 - 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
 - 十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
 - 十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)
- 第六条** 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。
- 一 第三条第一項第二号ニ(二)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの(当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。)
 - 二 第三条第一項第二号ト(一)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(二)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(三)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の

- 廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの
 - 三 第三条第一項第二号ト(三)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの(固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。)
 - 四 第三条第一項第二号又(二)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの(当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。)
- (発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)
- 第七条** 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事計画
- 2 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。
- 一 前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。
 - 二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
 - 三 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
 - 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
 - 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

- 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
 - 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
 - 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
 - 十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
 - 十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 4 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
- 第八条** 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工事で、それぞれ同表の中欄に掲げる工事で、法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行つて行つた法第七條第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)
- 以下「制限工事」という。
- 2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行つた制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。
- 3 法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

- (設計及び工事の計画の認可等の申請)
- 第九条** 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 工事計画
 - 三 工事工程表
 - 四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
 - 五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由
- 2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすうように記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。
- 4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができる理由を記載した書類を添付しなければならない。
- 5 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)
- 第十条** 法第四十三条の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要
 三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
 四 変更の内容
 五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)
第十一条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げるものの種類に応じてそれぞれ同表の上欄に掲げるもの(発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)とする。

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 工事計画
 三 工事工程表
 四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由
 2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けた

ところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)
第十三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)
第十四条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)
第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の結果の記録)
第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 一 検査年月日
 二 検査の対象
 三 検査の方法
 四 検査の結果
 五 検査を行った者の氏名
 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 七 検査の実施に係る組織
 八 検査において職務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項
 九 検査記録の管理に関する事項
 十 検査に係る教育訓練に関する事項
 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。
 (溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)
第十四条の四 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開発技術基準規則」という。)第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー(以下この条において単に「機器等」という。)であつて、研開発技術基準規則第十七条第二項(研開発技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)
第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
 四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三

条の三の十第一項の規定による届出をした年月日
 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
 七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであつては、その使用の期間及び方法
 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 一 工事の工程
 二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に關するものに限る。)
 三 第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
 四 前項第七号の特別の理由があるときであつては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条 削除
 (使用前確認を要しない場合)
第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設については、第五号から第七号までに掲げる場合とする。
 一 発電用原子炉施設を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
 二 削除
 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(第一号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

2 削除
 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(第一号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認め、使用前確認を受けずに使用することができるとの旨を指示した場合

五 制限工事の場合

六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

七 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合

2 前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。

第十八条から第二十条まで 削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第二十二條から第四十條まで 削除

(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第四十条の二 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百十條の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第四十一條から第五十條まで 削除

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期(判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該

当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごと)にその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るものを除く。)を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時)における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認め、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認め、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。)

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究成果その他の研究成果

三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。) 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第五十三条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百十條の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十五条 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査(第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするとき

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき

2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行う者とする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第五

十二条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 発電用原子炉及び第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第七十六条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七十六条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

ハ 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下この号、第七十六条第一項第四号及び第八十条第一項第五号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に保安の確保のための措置

五十二号第二項に規定する判定する方法に関する事項（一定の期間を含む。）

五 前回の定期事業者検査において提出した前号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつ

た場合にあっては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項については、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

50第六十六条及び第五十七条 削除

51第五十八条 第十四条の三第一項各号及び第五十二条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十三条第一項及び第六十三号三の三において同じ。）により記録され、当該記録が必要に依り電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項及び第四十三条の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

52第五十九条 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（同条第五項の規定により短

縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 前三項の運転計画の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

53第六十条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款

五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（許可の取消し）

61第六十一条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

62第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

記録事項

記録すべき場合

保存期間

一 発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録

確認の同一事項に関する次の確認の時までの期間

都度

ロ 第七十六条第一項第四号施設管理の実施の状況及びその担当者の氏名

都度

ハ 第七十六条第一項第五号評価の実施の状況

都度

ヘ 第七十六条第一項第五号評価の実施の状況

都度

ニ 発電用原子炉施設の施設管理

評価の実施の状況

都度

ハ 第七十六条第一項第五号評価の実施の状況

都度

ニ 発電用原子炉施設の施設管理

評価の実施の状況

都度

4 第一項の表第五号二及びへへの線量を記録する場合においては、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状態及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第五号二からトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号二からへまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三号の三の三十四第三項において準用する法第十二号の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)
第六十三号 法第四十三号の三の二十一に規定する記録は、前条第四項の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)
第六十四号 法第四十三号の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三号の三の五第一項又は第四十三号の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第七十三号から第八十五号までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六十五号から第七十二号まで 削除
(管理区域への立入制限等)
第七十三号 法第四十三号の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区

域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、それぞれ次の措置を講ずること。
イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、それぞれ次の措置を講ずること。
イ 人の居住を禁止すること。
ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)
第七十四号 法第四十三号の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
一 緊急作業時の放射線の生体にも与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八号第三項に規定する原子力防災要員、同法第九号第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第七十五号 削除
(発電用原子炉施設の施設管理)
第七十六号 法第四十三号の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、監視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三号の三の五第一項又は第四十三号の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三号の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三号の三の三十四第二項若しくは同条第三項

において読み替へて準用する法第十二号の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一百十号の二第一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。)を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項、第八号第一項第五号及び第八号の四第三項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。
イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。
ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三号の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。
ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、監視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。
チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（第八十条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第七十七条 削除

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に關して、法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの）にあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

(1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2) 消防吏員への通報に関すること。

(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

(1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

(3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊

(1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(4) 使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るもの）にあっては、液位）を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

機能を持続するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第七十九条から第八十一条まで 削除

（発電用原子炉の運転）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているとときでなければ運転を行わせること。

三 発電用原子炉の通常運転（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に關し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）の確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件）であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第二百二十九条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第五号の処置を除く。）に関する事項

四 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第二百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

八 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 ロ 容易かつ安全に取り扱えることができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
 十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。)に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
 四 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。(貯蔵)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三号の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

- 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
 - 二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
 - 三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
 - 四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
 - 五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 使用済燃料貯蔵事業者が使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三号の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。
 三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器(当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。)に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ及び第四号の記録を引き渡すこと。
 五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。(工場又は事業所において行われる廃棄)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 イ 排気施設によって排出すること。
 ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 第三号ロの方法により廃棄する場合には、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 イ 排水施設によって排出すること。
 ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 八 第六号ロの方法により廃棄する場合には、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 九 第六号ハの方法により廃棄する場合には、当該放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
 ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
 ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
 五 第三号ロの方法により廃棄する場合には、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 イ 排水施設によって排出すること。
 ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
 ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
 ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
 八 第六号ロの方法により廃棄する場合には、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
 九 第六号ハの方法により廃棄する場合には、当該放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
 ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
 ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときには、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十二条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいづれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合においては、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的

に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

第十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合においては、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第二項の（防護措置）
規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同項位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

ニ 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空气中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第三十号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの
六 第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第三十号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラムを超え五キログラム未満のもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその

表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人による、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料

物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ ロに掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の

防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における

特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者には、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者がその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十一条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を完全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないよう設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十一条第一項において「防護区域内防護対象重要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を認めることができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象重要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

ハ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十一条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電

電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な設備に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行つている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的により、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行つている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的により、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じた特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

へ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に關連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報等の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知

り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等がいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 第十四号ロに規定する区域

(3) 第十六号ハに規定する区域

(4) 見張人の詰所

(5) 監視所

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

三 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く）、同項第九号（同号ロを除く）、同項第十一号（同号ロを除く）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは、「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは、「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは、「第一項の表第

七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入り禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実にを行うことができるようにすること。

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。

三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) 放射線管理に関すること。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの

イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。

二 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するものを含む。）。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該

二 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該

認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
- 五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること（燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。）。
- 六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの。
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの。
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。
 - (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
 - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
 - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十二 廃止措置の管理に関すること。

二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第八十八条 削除
（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。
- 二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設的位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
- 三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- 五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。
- 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
- 七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類
- 四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第九十条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

- 一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
- 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
- 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第八十八条 削除
（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。
- 二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設的位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
- 三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- 五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。
- 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
- 七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類
- 四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。
- 四 防護区域（第八十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 防護区域内防護対象施設設備及び防護区域外防護対象施設設備の防護に関すること。
- 八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。
- 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
- 十 情報システムセキュリティ計画に関すること。
- 十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
- 十二 非常の場合の対応に関すること。
- 十三 連絡体制の整備に関すること。
- 十四 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
- 十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。
- 十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。
- 十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第八十六条第二項第二十九号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
- 十八 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。
- 十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
- 二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

第九十二条 削除
（核物質防護管理者の選任等）

第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

第九十四条 法第四十三条の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有している者と原子力規制委員会が認めた者であること。

（安全性の向上のための評価の実施）

第九十四条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全

性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名義及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置されていること。

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定機器の種類）

第九十五条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（ブローを要しないものに限る。以下同じ。）

二 第三条第一項第二号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置

三 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備

四 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備

五 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

六 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定機器の安全設計に関する説明書

二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計に

ついて型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第九十七条 (型式証明の変更)

法第四十三条の三の第三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けた申請書と原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三条の三の第三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第九十八条 (型式証明に係る変更の届出)

特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第九十九条 (特定機器型式証明通知書等の交付)

原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の第三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

二 法第四十三条の三の第三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の三の第三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第一百条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式証明の番号

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器を使用することができない発電用原子炉施設の範囲又は条件

五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の第三十第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

第一百一条 (型式指定の申請の範囲)

法第四十三条の三の第三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

第一百二条 (型式指定の申請)

型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる製造工場の名称及び所在地

三 型式設計特定機器の種類

四 型式設計特定機器の名称及び型式

第一百三十三条 (型式指定の変更の承認)

型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第一百三十四条 (型式指定に係る変更の届出等)

指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第一百五十五条 (型式指定通知書等の交付)

原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の第三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の第三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第一百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

第一百七七条 (指定番号等の告示)

原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 指定の番号

二 特定機器の種類

五 型式設計特定機器の型式証明の番号

六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができない範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができない発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

第一百三十三条 (型式指定の変更の承認)

型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第一百三十四条 (型式指定に係る変更の届出等)

指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第一百五十五条 (型式指定通知書等の交付)

原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の第三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の第三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第一百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

第一百七七条 (指定番号等の告示)

原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 指定の番号

二 特定機器の種類

2 前項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、方法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

3 法第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

（長期施設管理計画に係る軽微な変更）
第百八条の五 法第四十三條の三の三十二第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 第百八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更

二 第百八条第一項第四号に掲げる長期施設管理計画の期間を短縮することとなる当該期間の始期又は終期の変更（終期を延期するものを除く。）であつて、当該変更に係る劣化評価が不要であることが明らかなるもの

三 第百八条第一項第五号に掲げる劣化評価の方法に係る軽微な変更であつて、劣化評価の結果に影響がないことが明らかなるもの

四 第百八条第一項第六号又は第七号に掲げる措置に係る軽微な変更であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなるもの

五 第百八条第一項第九号に掲げる品質マネジメントシステムの変更（法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）

2 法第四十三條の三の三十二第七項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について前項各号の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更の内容

五 変更の理由

3 第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。

4 発電用原子炉設置者が、法第四十三條の三の八第三項の規定による法第四十三條の三の五第二項第一号又は第四号（工場又は事業所の名称に係る部分に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたときは、それぞれ法第四十三條の三の三十二第七項の規定による第一項第一号に掲げる事項のうち第百八条第一項第一号又は第二号（工場又は事業所の名称に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

（劣化評価）
第百八条の六 法第四十三條の三の三十二第五項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、長期施設管理計画に記載された事項のうち次に掲げるものとする。

一 第百八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項であつて、当該事項の変更がそれぞれ前条第一項第二号又は第三号に掲げる変更に関する事項であることとなるもの

二 第百八条第一項第六号に掲げる事項であつて、当該事項の変更が発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項を変更することとなるもの

三 第百八条第一項第七号から第九号までに掲げる事項であつて、当該事項の変更が劣化評価の方法又はその結果に影響がないことが明らかでないもの

2 法第四十三條の三の三十二第五項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げるところにより、同項の規定による劣化評価を実施しなければならない。

一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて劣化点検の方法を定めること。

二 原子力規制委員会が必要と認める特別点検を原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること。

三 通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を実施したときはその結果を含む。）に基づき、

地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。

四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。

3 法第四十三條の三の三十二第五項の規定による劣化評価を実施するため追加点検（二回目以降の特別点検をいう。以下この条において同じ。）を実施しようとする者は、あらかじめ、申請により、その実施しようとする追加点検が前回の特別点検（既に追加点検を実施したことがある場合は、特別点検及び前回までの追加点検）の結果を踏まえた適切かつ十分なものであるかどうかの原子力規制委員会の確認を受けることができる。

4 前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 第三項の確認を申請した者が当該申請に係る確認を受けるまでの間に前項の申請書に記載された追加点検の全部又は一部に着手したときは、当該追加点検の全部又は一部に係る第三項の確認については、申請の取下げがあつたものとみなす。

6 第三項の確認を受けた者が当該確認を受けた追加点検に係る第百八条第一項第五号に掲げる事項を記載した長期施設管理計画について法第四十三條の三の三十二第三項の認可を受けようとするときは、その申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のほか、当該確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

7 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において第三項の確認に条件を付し、又は同項の確認を取り消すことができる。

（長期施設管理計画の認可の基準）
第百九条 法第四十三條の三の三十二第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準は、劣化評価の方法が前条第二項各号に適合するものであることとする。

2 法第四十三條の三の三十二第六項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準は、長期施設

管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が研炉技術基準規則に定める基準に適合するものであることとする。

（廃止措置として行うべき事項）
第百十条 法第四十三條の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六十二條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）
第百十条の二 法第四十三條の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一条及び第百二十二条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十三 廃止措置の実施体制

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十五 廃止措置の工程

十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十条の四の規定に基づく

見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。

（廃止措置実施方針の公表）

第百十條の三 法第四十三條の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第百十條の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一條 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 廃止措置対象施設及びその敷地
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六 性能維持施設
七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容
八 核燃料物質の管理及び譲渡し
九 核燃料物質による汚染の除去
十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
十一 廃止措置の工程
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
一 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
八 廃止措置の実施体制に関する説明書
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

- 3 特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉）について法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。
4 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。
5 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第百十二條 法第四十三條の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項
五 変更の理由

- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
3 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十三條の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（廃止措置計画に係る軽微な変更）
第百十三條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の基準）
第百十四條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 廃止措置計画に係る炉心等から燃料体が取り出されていること。
二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。
（廃止措置の終了の確認の申請）
第百十五條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 2 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 核燃料物質の譲渡しの実施状況
五 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
六 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の実施状況
七 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
一 核燃料物質による汚染の分布状況
二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（廃止措置の終了確認の基準）
第百十六條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。
二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄が終了していること。
四 第六十二條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

（廃止措置終了確認）
第百十六條の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）
第百十七條 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十一條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）
第百十八條 法第四十三條の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

更の認可の申請)
第一百九条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百二十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)
第二十條 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等)
第二十一條 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。
3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定の申請)
第二十二條 第六十二條第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。(申請書及び添付書類)
第二十三條 前条の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書
イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
ロ 記録保存業務(第六十二條第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業

務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日
ニ 行おうとする記録保存業務の範囲
二 定款及び登記事項証明書
三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
五 役員の名及び経歴を記載した書類
六 記録保存業務の実施の方法に関する計画
七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類(指定の基準)

第二十四條 原子力規制委員会は、第二十二條の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。
一 次に掲げる事由に該当しないこと。
イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ 第六十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者
ニ その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。
三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
四 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことにより記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)
第二十五條 原子力規制委員会は、第六十二條第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなったとき、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)
第二十六條 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二條第五項の指定を取り消すことができる。
一 第六十二条各号の規定に適合しなくなつたとき。
二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
三 不正の手段により第六十二條第五項の指定を受けたとき。
四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

(報告徴求)
第二十八條 原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。(事故故障等の報告)
第二十九條 法第六十二條の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。
イ 定期事業者検査(第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四 火災により安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。)により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。
六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第八十五条第四号の濃度限度を超えたとき。
八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全機器等」という。)又は研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第七号の濃度限度を超えたととき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいづれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十四条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

十三 挿入若しくは引抜き操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料棒が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起り、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

（報告の徴収）

第三百三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

（届出書の提出部数）

第三百三十二条 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第三百三十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に

記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第五十九条第一項又は第三項の運転計画

二 第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第九十条第三項の届出書

四 第九十一条第一項の申請書

五 第九十三条第二項の届出書

六 第三百三十一条第一項の報告書

附則 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二二年二月二六日総理府令第一五一号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年一月三〇日経済産業省令第一八号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第五十五条の次に一条を加える改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附則（平成一五年三月六日経済産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月一七日経済産業省令第二一号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日経済産業省令第四三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月二二日経済産業省令第一〇六号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二四日経済産業省令第一一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならぬ。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、改正後の第三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一〇九号）

（施行期日）

1 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定（第一条の二第三号）を「第二条第三号」に改める部分を除く。及び第四十一条第一項の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧規則」という。）第三十一条第二項の承認を受けた原子炉設置者についての旧規則第十九条第三項、第十九条の二、第二十一条第一号及び第三十四条の二第二項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該原子炉設置者が改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の二第二項又は改正法附則第二条第二項の規定による認可を受けた場合は、この限りでない。

3 改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第

一項の規定による届出をした原子炉設置者について旧規則第三十四条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該原子炉設置者が改正法附則第二条第二項の規定による認可を受けた場合は、この限りでない。

4 この省令の公布の際現に法第四十三条の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日まで、この省令による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第四十一条第一項の規定の例により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一一九号）

（施行期日） この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附則（平成一九年六月一五日経済産業省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年八月九日経済産業省令第五五号）

1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二十六条の二の五の改正規定、第二十六条の二の七の改正規定、第二十六条の二の七の次に一条を加える改正規定及び第三十六条の改正規定は、平成十九年十二月十四日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年九月三十日までに、第三十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関すること」の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む）」を加える部分を除く。）による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者

は、平成十九年十一月三十日までに、第三十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関すること」の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む）」を加える部分に限る。）による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二〇年三月二八日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九の改正規定、第三条中使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三の改正規定、第四条中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三の改正規定、第六条中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定（第五十一条の十六第三項）を「第五十一条の十六第四項」に改める部分を除く。、第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月二〇日経済産業省令第四五号）

1 この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二〇年八月二九日経済産業省令第六一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の前日にこの省令による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十六条の二の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第二十六条の二第一項の規定により定められた品質保証計画とみなす。

3 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年十月三十一日までに、新規則第三十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二〇年二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月一八日経済産業省令第八七号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条

6 この省令の公布の際現に規制法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（同法第四十三条の三の二第二項の認可を受けている者に限る。）は、平成二十一年三月二日までに、この省令第八条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二一年三月三一日経済産業省令第一八号）

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 第二条 この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

2 前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

附則（平成二二年二月二六日経済産業省令第四号） この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。
附則（平成二二年一月一八日経済産業省令第五七号）

この省令は、平成二十二年十一月二十五日から施行する。

附則（平成二十三年三月三〇日経済産業省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年四月二十八日まで同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しななければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十一条の三、第十六条第一項及び第三項の規定並びに第二条の規定による改正後の研究開発段階にある発電用の供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十條の三、第三十六條第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

省令第二号（平成二十四年三月二十九日経済産業省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二第五項、第五十條の三第一項及び第五十一條の二第三項の規定については、第一條の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六條の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という。）第七條の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第十五條の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研

究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五條第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）第三十六條第二項第七号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六條の三第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七條の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）第六十二條第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八條の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）第十九條の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九條の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の核廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理規則」という。）第三十三條の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日まで法第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の三第一項又は第五十一條の二第三項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

3 この省令の施行の際現に法第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二第五項、第五十條の三第一項及び第五十一條の二第三項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、新製錬規則第六條の二第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新加工規則第七條の九第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに同条第四項第三号並びに新実用炉規則第十五條の二第二項第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新研究炉規則第三十五條第二項第三号、第十四号、第十九号及び第二十一号並び

に新貯蔵規則第三十六條第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに新再処理規則第十六條の三第二項第三号、第十八号及び第二十号並びに同条第三項第三号並びに新第一種埋設規則第六十二條第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新第二種埋設規則第十九條の三第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新廃棄物管理規則第三十三條の二第二項第三号、第十五号及び第十七号の規定はこの省令の施行の日から一年間、新製錬規則第七條の九第二項第十八号並びに新加工規則第七條の九第二項第十五号及び第二十二号並びに新研究炉規則第三十五條第二項第十五号、第十六号及び第二十二号並びに新貯蔵規則第三十六條第二項第十九号並びに新再処理規則第十六條の三第二項第十四号、第十五号及び第二十一号並びに新第一種埋設規則第六十二條第二項第十八号並びに新第二種埋設規則第十九條の三第二項第十八号並びに新廃棄物管理規則第三十三條の二第二項第十八号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二第五項、第五十條の三第一項又は第五十一條の二第三項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

附則（平成二十四年九月一日経済産業省令第六号）

（施行期日）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二十九日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。（経過措置）

第二条 設置法附則第二十三條第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下

この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項）
- 四 新実用炉規則第三条第一項第七号及びびロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研究炉規則第三条第一項第七号及びびロに掲げる事項）

この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項）

四 新実用炉規則第三条第一項第七号及びびロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研究炉規則第三条第一項第七号及びびロに掲げる事項）

2 第一項の届出書又は書類には、新実用炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研究炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類）を添付しなければならない。

3 第三条 この規則の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この規則の施行により設置法附則第十七條の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「第四号新規制法」という。）第六十三條の三の九第一項又は第四十三條の三の十第一項の規定に該当するもの（設置法附則第四十一條の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第四十七條第一項又は第四十八條第一項の規定に該当するものを除く。）については、第四号新規制法第四十三條の三の九第一項又は第四十三條の三の十第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

4 第四条 この規則の施行前に原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令

第六十九号。以下「原子力保安省令」という。第二十条第四項、第二十七條第四項、第三十一條第四項又は第五十六條第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三條の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電用工作物（旧電気事業法第六六條第一項に規定する原子力発電用工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九條第四項、第二十八條第四項、第三十三條第四項又は第五十一條第四項の規定による当該原子力発電用工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

2 この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七條第四項又は第五十六條第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電用工作物に係る連絡は、それぞれ新研開炉規則第十九條第四項、第二十八條第四項又は第四十七條第四項の規定による当該原子力発電用工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第五條 新実用炉規則第三十一條第三項の規定の輸入燃料検査申請書を提出し第四号新規制法第四十三條の三の二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三條第一項第二号ハ（二）（イ）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一條第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の上欄中「前項各号に掲げる書類、この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六條 この規則の施行の際に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法第四十三條の三の三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）であつて輸入した以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等について

は、第四号新規制法第四十三條の三の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による検査をすることを要しない。

第七條 この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四條第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実用炉規則第四十六條第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

第八條 この規則の施行の際に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四條第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電用工作物であるものである特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三條の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に関する新実用炉規則第四十八條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四條第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）」と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。

第九條 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八條第一項の表第三号下欄中「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

第十條 この規則の施行前に第八條の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第十一條の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第十七條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二條第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三條第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。）についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二條第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

2 この規則の施行前に旧実用炉規則第十一條の二第二項の規定により策定された旧発電用原子炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日まで策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二條第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

3 設置法附則第二十五條第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二條第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日以後においては、この限りでない。

4 設置法附則第二十五條第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三條の三の三十一第一項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三條の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二條第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十一條 この規則の施行の際に設置法附則第二十二條第一項の規定により第四号新規制法第四十三條の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七條「保安規定認可者」という認可を受けた者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三條の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二條第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十二号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三條、第九十二條第一項第十六号及び第三項第十五号並びに第九十五條第一項及び第二項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する

係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新実用炉規則第九十二條第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十二号並びに新研開炉規則第八十七條第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二條 保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三條の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八條及び第九條並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八條及び第九條並びに第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三條の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二條第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第二十号から第二十三号まで又は新研開炉規則第八十七條第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第二十号から第二十三号から第二十号まで）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三條、第九十二條第一項第十六号及び第三項第十五号並びに第九十五條第一項及び第二項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する

係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新実用炉規則第九十二條第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十二号並びに新研開炉規則第八十七條第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八号、第八十七号第一項第十六号及び第三項第十八号並びに第九十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三号の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧制法第四十三号の二第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新実用炉規則第九十一条第二項第十六号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年九月二十六日まで

2 核物質防護規定認可者については、新研開炉規則第八十六条第二項第十六号の規定は、平成二十六年三月二十八日まで適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法第四十三号の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十一条第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならぬ。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三号の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三号の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三号の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十一条第八号又は新研開炉規則第九十一条第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十一

条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十六条第一項第八号の規定並びに新研開炉規則第八十六条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十一条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行前に原子力保安省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二十七年二月二〇日原子力規制委員会規則第七号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月二四日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年九月二一日原子力規制委員会規則第一〇号）抄
この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三号の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十九条第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第九十一条第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第九十一条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日まで、新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十一条第一項第四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第四号に掲げる事項に係るものについては公布の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならぬ。

2 前項の規定により新再処理規則第十九条第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十一条第一項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十一条第二項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十一条第二項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一月二日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年四月三日原子力規制委員会規則第五号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行の際現に第一号の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第十七号第一号又は第三号の承認（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十五条の規定により、当該承認とみなされたものを含む。）を受け、その承認を受けた期間内において

「旧実用炉規則」という。）第九十一条第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行った証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一条第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行った特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分があった日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十一条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行った証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

4 第一項の規定により新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十一条第一項第四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一月二日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年四月三日原子力規制委員会規則第五号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行の際現に第一号の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第十七号第一号又は第三号の承認（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十五条の規定により、当該承認とみなされたものを含む。）を受け、その承認を受けた期間内において

（経過措置）
第二条 この規則の施行の際現に第一号の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第十七号第一号又は第三号の承認（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十五条の規定により、当該承認とみなされたものを含む。）を受け、その承認を受けた期間内において

てその承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設は、第一条第一号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第十七条第一項の規定にかかわらず、その承認を受けた期間を満了する日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い日までの間に限り、その承認を受けた方法によりなお使用することができる。

2 この規則の施行の際現に旧研開炉規則第十七条第三号の規定による原子力規制委員会の承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設（原子炉本体を除く。）は、新研開炉規則第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間に限り、試験のためになお使用することができる。

附 則（平成二十九年一月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月二一日原子力規制委員会規則第八号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄

に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉第十八条別記様等の設置、運転等に関する規第一項 式第一

核燃料物質の使用等に関する規第七條別記様規 一項 式第一
核燃料物質の加工の事業に関する規第十條別記様規 一項 式第一
使用済燃料の再処理の事業に関する規第二十一條別記様規 一項 式第一
実用発電用原子炉の設置、運第六條第一二式第一

核燃料物質又は核燃料物質に第二十七條別記様よつて汚染された物の第二種第一項 式第五
核燃料物質又は核燃料物質に第四十條別記様よつて汚染された物の廃棄物第一項 式第一
管理の事業に関する規 式第一
研究開発段階発電用原子炉の第百三十條式第一
設置、運転等に関する規 式第一

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規第四十八條式第一
核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條別記様よつて汚染された物の第一種第一項 式第二
廃棄物埋設の事業に関する規 式第一

第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号） 抄
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号） 抄

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号） 抄

（施行期日）
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第三条 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三條の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九條の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第二十八條第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三條において「平成二十五年整備等規則」という。）第十三條の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の技術の基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試

験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九條第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあつては、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

2 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三條の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九條第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九條第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日の前日において旧法第十六條の五、第四十六條の二の三又は第五十一條の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六條の五第一項、第四十六條の二の二第一項又は第五十一條の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。第八條第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三條の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三條の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三條の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第七条 施行日前に旧法第二十一條、第三十四條、第四十三條の三の二十一、第四十七條、第五十一條の十五又は第五十六條の二の規定により記録した旧加工規則第七條第一項、旧試験炉規則第六條第一項、旧研開炉規則第六十二條第一項、旧再処理規則第八條第一項、旧二種埋設

規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項（研究開発段階階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第五十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日まで、新法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第七條の二の二から第七條の八まで、新試験炉規則第六條の三から第十四條の二まで、新貯蔵規則第六十四條から第八十五條まで、新貯蔵規則第二十八條から第三十五條の二まで、新再処理規則第八條の三から第十六條まで、新再処理規則第十三條の三から第十九條の二まで、新廃棄物管理規則第二十六條の三から第三十三條の二まで又は新核燃料物質使用規則第二條の十一の三から第二條の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規則の施行の際現に旧法第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項（研究開発段階階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條の五第二項又は第五十七條の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第五十條の五第三項又は第五十七條の五第三項において読み替えて準用する新法第十二條の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九條の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第

六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第九号の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた発電用原子炉施設に係る附則第十一条及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第一百十一條第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第一百十一條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三から十七まで 略

十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

十九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十 略

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

附則（令和四年三月二六日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六條の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六條の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七條の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九條の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五條第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九條の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五條の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五條各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四條各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五條各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百

六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第九号の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第九條の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九條の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた発電用原子炉施設に係る附則第十一条及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第一百十一條第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第一百十一條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三から十七まで 略

この規則による改正前の研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

この規則による改正後の研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

略

この規則の施行の日をいう。

（令和四年三月二六日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六條の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六條の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七條の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九條の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五條第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九條の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五條の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五條各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四條各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五條各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百

六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第九号の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六條の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>8 その他 電用原 子炉の 附属設 備</p>	<p>(1) 改造であつて、次に掲げるもの (2) ガスタービンに附属ガスタービン(ガス圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機(空気圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機)を伴うもの (3) 内燃機関(機を除外)、内燃機関若しくは過給機(機を除外)は、過給調速装置若しくは非機、調速装置若しくは常調速装置、内燃機は非常調速装置、内燃機に附属する冷却水燃機に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気圧縮機(空気圧縮機)を伴うもの)又は燃料デンプア(燃料デンプア)又は燃料デンプア(燃料デンプア)を伴うもの (4) ガスタービン及び内燃機関及び内燃機関以外を伴うもの</p>	<p>(2) 二次格納施設真空逃がし装置又はライニング設備に係るもの (3) 圧力低減設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの (4) ライニング設備 (5) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (6) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>
<p>源設備</p>	<p>(1) 改造(中欄に掲げるものを除く)であつて、ガスタービンの切替方法の変更を伴うもの (2) ガスタービン2 修理であつて、燃料設備に係るものを伴うもの (3) 二十パーセント以上の電圧又は容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の設置であつて、次に掲げるもの (4) 電圧三十万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く)であつて、次に掲げるもの (5) 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するた</p>	<p>用いた発電装置に係るもの (5) 燃料設備(貯蔵槽又は容器に限る)又は励磁装置に制限するもの (6) 発電機(発電機又は励磁装置に限る)に制限するもの (7) 冷却設備に係るもの性能又は強度に及ぼすもの (8) その他の電源装置(非常用電源に限る)に係るもの (9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (10) 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの 1 発電機の設置 2 発電機の改造であつて、容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の設置(中欄に掲げるものを除く) 3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く) 4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く) 5 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するた</p>
<p>補助ボ イラー</p>	<p>(1) 改造(中欄に掲げるものを除く)であつて、容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く)であつて、次に掲げるもの (2) 電圧調整装置を付加するもの (3) 電圧調整装置を付加するもの (4) 電圧調整装置を付加するもの (5) 電圧調整装置を付加するもの (6) 電圧調整装置を付加するもの (7) 電圧調整装置を付加するもの (8) 改造であつて、次に掲げるもの (9) 常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>用いた発電装置に係るもの (5) 燃料設備(貯蔵槽又は容器に限る)又は励磁装置に制限するもの (6) 発電機(発電機又は励磁装置に限る)に制限するもの (7) 冷却設備に係るもの性能又は強度に及ぼすもの (8) その他の電源装置(非常用電源に限る)に係るもの (9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (10) 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの 1 電圧十七万ボルト以上の電圧又は容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の設置(中欄に掲げるものを除く) 2 電圧十七万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く) 3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く) 4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く) 5 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するた</p>
<p>の他発 電用原 子炉の 附属設 備</p>	<p>(1) 改造であつて、次に掲げるもの (2) ガスタービンに附属ガスタービン(ガス圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機及びタービンに附属する空気圧縮機)を伴うもの (3) 内燃機関(機を除外)、内燃機関若しくは過給機(機を除外)は、過給調速装置若しくは非機、調速装置若しくは常調速装置、内燃機は非常調速装置、内燃機に附属する冷却水燃機に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気圧縮機(空気圧縮機)を伴うもの)又は燃料デンプア(燃料デンプア)又は燃料デンプア(燃料デンプア)を伴うもの (4) ガスタービン及び内燃機関及び内燃機関以外を伴うもの</p>	<p>(2) 常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの 1 設置 2 改造であつて、次に掲げるもの (1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (3) 安全弁の能力の変更を伴うもの (4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く))の別の変更を伴うもの (5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (6) 補助ボイラーに係る工事の方法の変更を伴うもの 3 取替え 4 修理であつて、安全弁の取替えを伴うもの 5 燃料運搬設備又は燃料貯蔵設備の設置 6 修理であつて、火災区域構造物若しくは火災区画構造物又は消火設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの (3) 火災防護設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>

<p>(4) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの</p> <p>(5) 浸水防護設備(1) 外郭浸水防護設備に係るもの</p> <p>(6) 補機駆動用燃料貯蔵設備(1) 燃料貯蔵設備(非常用電源)に係るもの</p> <p>(7) 非常用取水設備(1) 補機駆動用燃料貯蔵設備(非常用電源)に係るものを除く</p> <p>(8) 敷地内土木構造物(1) 改造</p> <p>(9) 緊急時対策所(1) 改造であって、次に掲げるもの</p>	<p>(4) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの</p> <p>(5) 浸水防護設備又は内郭浸水防護設備(1) 外郭浸水防護設備(1) 内郭浸水防護設備(2) 内郭浸水防護設備(防水区画構造に係るもの)の性能又は区画排水設備は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>(6) (3) 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>(4) 浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p> <p>(7) 改造であって、次に掲げるもの</p> <p>(8) 敷地内土木構造物に係るもの</p> <p>(9) 改造であって、次に掲げるもの</p>
--	--

(1) 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの	(2) 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(3) 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	別表第二(第九條、第十二條関係) 別表第三(第九條、第十二條関係)	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの

緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの

緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの
	緊急時対策所 緊急時対策所の機能の変更を伴うもの 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの

質の
取扱
施設
及び
貯蔵
施設

(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の配置を明示し、名称、種類、容量、主たる図面及び系統要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型)の別に記載すること。

(2) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器に造物を含めて記載すること。

イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別)に記載すること。

最高使用温度(管側及び胴側の別)に記載すること。

伝熱面積、主槽の温度、水位要寸法、材料、個数及び取付位置

ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主付箇所を明示し、要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主説明書、検出器要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

計測範囲及び警報動作範囲に關する説明書

用容器の密封性

ハ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主説明書、検出器要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

ニ プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

ホ 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

機器の燃料集合

へ 主要弁の名称、種体の落下防止に關する説明書

最高使用圧力、主要寸法、使用済燃料貯蔵法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

ト 主配管の名称、最貯蔵設備の冷却最高使用圧力、最高使用能力に關する説明書

温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別)に記載し、可搬型の槽の水深及び炉場合は、取付箇所を付外燃料貯蔵設備に記載すること。

(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

2 新燃料貯蔵設備に關する事項

(1) 新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

3 使用済燃料貯蔵設備に關する事項

(1) 使用済燃料貯蔵槽(重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に於ては使用済燃料貯蔵プール)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、

容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

(5) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(6) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備(重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に於てはプール水冷却浄化系設備)に關する事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別)に記載すること。

(2) 最高使用温度(管側及び胴側の別)に記載すること。

伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、最高使用圧

機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別)に記載すること。

(7) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別)に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。

5 炉外燃料貯蔵設備に關する事項

(1) 炉外燃料貯蔵槽に關する事項

(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

遮蔽ブラッグの名称、種類、最高使用圧

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ハ 貯蔵ラックの名称、種類、容量、最高使用温度、最高使用圧力、材料及び個数
 (2) 炉外燃料貯蔵槽
 冷却設備に係る次の事項
 イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置
 ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)
 ヘ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。)
 (3) 炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備に係る次の事項
 イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置
 ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)
 ヘ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。)
 (4) 炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備に係る次の事項
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ロ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ハ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。)
 (5) ナトリウム機器を内包する区域の換気設備(放射線管理施設に属する換気設備を除く。)に係る次の事項

原子炉冷却系統施設

イ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ロ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 (6) ライニング設備の名称、種類、設計温度、主要寸法及び材料
 6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法
 原子炉冷却系統施設に係るもの(蒸気タービンに於けるものを除く。)の配置を明示し、次項の図面及び系統図
 1 一次冷却材の種類及び酸濃度
 2 原子炉容器本体の給水処理系統図
 入口及び出口の一次冷却材の圧力、温度及び流量
 3 一次主冷却系中間冷却器の一次側温度及び流量
 4 一次冷却材の循環物を含めて記載設備に係る次の事項
 (1) 一次冷却系の系構造図
 原子炉格納容器
 (2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

記載すること。)、伝熱付箇所を明示し面積、主要寸法、材た図面並びに計測範囲及び警報

(3) ポンプの名称、動作範囲に関する種類、容量、揚程又は説明書

吐出圧力、最高使用圧蒸気発生器、一力、最高使用温度、主次主冷却系中間要寸法、材料、個数及熱交換器及び蒸気及び取付箇所並びに原動機及び蒸気タービン等の基礎に関する説明力、個数及び取付箇所書及びその基礎(常設及び可搬型の別の状況を明示しに記載すること。)

(4) 容器の名称、種流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する要寸法、材料、個数及駆動方法、蒸気タービンの制御方法に関する説明書

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能な取水量を記載した書類

5 二次冷却材の種類及び酸素濃度

6 一次主冷却系中間熱交換器二次側の二次冷却材の温度及び流量

7 蒸気発生器ナトリウム側の二次冷却材の温度及び流量

8 二次冷却材の循環設備に係る次の事項

(1) 二次冷却系の系統数

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)

記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、蒸気タービンの制御方法に関する説明書

(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(7) 圧力開放板の名称、種類、型式、設定破裂圧力、個数及び取付箇所

(8) 緊急ドレンに使用する主要弁に設置する予熱設備の名称、種類及び最低予熱温度

9 補助冷却設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)

(2) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付位置並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(5) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

10 一次ナトリウム補助設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

11 二次ナトリウム補助設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

12 一次アルゴンガス系設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 14 メンテナンス冷却系設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高

使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
 (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (5) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
 (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 15 ナトリウム機器を内包する区域の換気設備(放射線管理施設に属する換気設備を除く。)に係る次の事項
 (1) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 16 ライニング設備の名称、種類、設計温度、主要寸法及び材料
 17 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては原子炉補機冷却系設備)に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び取付位置
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
 (6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 18 機器冷却系設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び取付位置
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使

用温度、外径、厚さ及び材料
 19 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 20 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）に係る工事の方法
 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項
 1 余熱除去系設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付位置
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所
 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに被動機一体の危険速度
 (4) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 2 原子炉補機冷却海水設備に係る次の事項
 (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
 (2) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに取付箇所
 (4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項
 1 蒸気タービン本体に係る次の事項
 (1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度
 (2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
 (4) 復水器に係る次の事項
 イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料
 ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数
 2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項
 (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数
 (2) 熱交換器（湿分離器を含む。）に係る次の事項
 イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること）、主要寸法、材料並びに個数
 ロ 蒸気発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 (3) 給水ポンプの種類、原動機の種類、出力及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）、貯水設備の種類、容量及び個数並びに給水処理設備の種類、容量及び個数
 (4) 管等に係る次の事項
 イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、

計測制御系統施設

外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。）
 ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
 ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
 4 蒸気タービンに係る工事の方法
 重水減速沸騰軽水冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項
 1 制御用空気設備に係る次の事項
 (1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 (3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 計測制御系統施設に係る機器（計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図
 制御能力についての計算書（最大反応度値、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう酸濃度の根拠に関する説明を併記すること）
 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること）
 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること）
 計測装置の構成に関する説明書、

<p>計測制御系統図及び可搬型の別に記載すること。 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、動作範囲に個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型等の起動(作動)の場合は、取付箇所を付記すること)。 2 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項 1 制御方式及び制御方法 (1) 発電用原子炉の制御方式 発電用原子炉の反応度の制御方式並びに安全保護系その他重大事故発生時に原子炉を安全に停止するための回路(以下「安全保護系等」という。) (2) 発電用原子炉の制御方法</p>	<p>計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書 工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書 デジタル制御方式を使用する安全保護系等の適用に関する説明書 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に関する説明書 中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書 安全弁の吹出量計算書(バナネ式のものに限る。)</p>
---	--

<p>制御棒の位置の制御方法、一次冷却材温度の制御方法、一次及び二次冷却材流量の制御方法並びに安全保護系等の制御方法 2 制御材に係る次の事項 (1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数 (2) 固定吸収体の名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数 3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度、駆動距離及び挿入時間並びに原動機の種類、出力及び個数 4 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)。 (1) 線源領域計測装置、広域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (2) 一次冷却材の循環設備に設置する一次冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (3) 原子炉容器本体内の液位を計測する装</p>	<p>制御棒の位置の制御方法、一次冷却材温度の制御方法、一次及び二次冷却材流量の制御方法並びに安全保護系等の制御方法 2 制御材に係る次の事項 (1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数 (2) 固定吸収体の名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数 3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度、駆動距離及び挿入時間並びに原動機の種類、出力及び個数 4 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)。 (1) 線源領域計測装置、広域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (2) 一次冷却材の循環設備に設置する一次冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (3) 原子炉容器本体内の液位を計測する装</p>
--	--

<p>置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (4) 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は窒素雰囲気区域酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (6) 二次冷却材の循環設備に設置する二次冷却材の温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (7) 一次冷却材又は二次冷却材のカバーガス設備に設置するカバーガスの圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (8) メンテナンス冷却系設備に設置する冷却材の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (9) 制御棒の位置を計測する装置の名称、</p>	<p>置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (4) 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は窒素雰囲気区域酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (6) 二次冷却材の循環設備に設置する二次冷却材の温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (7) 一次冷却材又は二次冷却材のカバーガス設備に設置するカバーガスの圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (8) メンテナンス冷却系設備に設置する冷却材の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (9) 制御棒の位置を計測する装置の名称、</p>
---	---

<p>検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (10) 二次格納施設の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 5 ナトリウム漏えい検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 6 破損燃料検出設備に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)。 (1) 破損燃料検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類及び個数、原子炉非常停止に要する信号の個数、設定値及び原子炉非常停止信号を発生させない条件 8 工学的安全施設及びそれ以外の重大な事故時に自動的に作動さ</p>	<p>検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 (10) 二次格納施設の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 5 ナトリウム漏えい検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。 6 破損燃料検出設備に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)。 (1) 破損燃料検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類及び個数、原子炉非常停止に要する信号の個数、設定値及び原子炉非常停止信号を発生させない条件 8 工学的安全施設及びそれ以外の重大な事故時に自動的に作動さ</p>
---	---

せる設備（以下「工学的安全施設等」という。）の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件

9 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

放射線性廃棄物の施設

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについて、次の事項

1 制御方式

2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能

3 緊急時制御室操作機能

4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

1 気体、液体又は固体放射性廃棄物の体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについて、次の事項

1 制御方式

2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能

3 緊急時制御室操作機能

4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

1 気体、液体又は固体放射性廃棄物の体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料

2 気体、液体又は固体放射性廃棄物貯蔵設備に係る次の事項（機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。）

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力（真空ポンプにあっては到達真空度）、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料

2 気体、液体又は固体放射性廃棄物貯蔵設備に係る次の事項（機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。）

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力（真空ポンプにあっては到達真空度）、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

並びに漏えい防止のための制御方法

(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器（放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（流体が液体の場合にあっては、三十七キロボクレル毎立方センチメートル）以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(6) 固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（10）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（11）送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（12）排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（13）ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（14）減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち（1）から（13）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（15）排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数（16）排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数（内筒及び外筒の別に記載すること。）

3 攪その他の設備に係る次の事項
 (1) 原子炉格納容器本体外に設置される流

体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロボクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料
 (2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰（放射性廃棄物運搬用容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料
 4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
 5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

放射線管理施設

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法
 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項に放射線管理施設（警報装置を有する場射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した付記すること。
 (1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項
 イ 放射性物質により汚染するおそれがある放射線管理用計測装置の系統図及排出器の取出中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、計測範囲及び警報付記すること。及び監視・記録の場所を付記すること。
 (2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
 イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ニ 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ホ 使用済燃料貯蔵槽エリア（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては、使用済燃料貯蔵プールエリア）の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ニ 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ホ 使用済燃料貯蔵槽エリア（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては、使用済燃料貯蔵プールエリア）の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ニ 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ホ 使用済燃料貯蔵槽エリア（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては、使用済燃料貯蔵プールエリア）の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 ニ 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 (4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
 2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及

び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限り。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のもの（を除く。）に係る次の事項

(1) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

(3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種

類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 放射線管理施設に係る工事の方法

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

ロ 二次主冷却材中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ 一次アルゴンガス設備設置室内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

原子炉格納施設

二 燃料出入機冷却ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

2 生体遮蔽装置（原子炉本体遮蔽、一次主冷却系遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 放射線管理施設に係る工事の方法

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 原子炉格納容器に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、強度、設計外気温度、主要寸法、材料及び個数

(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 原子炉格納容器貫通部及び格納容器貫通部スリーブの名称又はその水素濃度低減は貫通部番号、種類、性能に関する説明書、最高使用圧力、最高使用温度、構成材料

2 二次格納施設に係る次の事項

(1) 外周コンクリート壁の名称、種類、主要寸法及び材料

(2) アンユラスシールの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料

3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項

(1) 真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(2) 原子炉格納施設換気空調設備及び窒素雰囲気調節設備に係る次の事項

イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）

最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

原子炉格納施設に示した図面に及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧

力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヌ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

ル 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ワ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

カ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出

力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヨ フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヘ フィルター(公衆の放射線障害の防止を

備 源 用 非 1 施 附 炉 原 電 他 所
設 電 常 設 属 の 子 用 発 の

目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

4 ライニング設備の名称、種類、設計温度、主要寸法及び材料

5 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 原子炉格納施設に係る工事の方法

1 常用電源設備との切換方法

2 非常用発電装置に係る次の事項

(1) ガスタービンに係る次の事項

イ ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

ハ 調速装置及び非常調速装置の種類

ニ ガスタービンに付属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一

非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

燃料系統図

耐震性に関する説明書

強度に関する説明書

構造図

安全弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)

次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ホ ガスタービンに付属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項

1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヘ 空気冷却器に係る次の事項

1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

ト ガスタービンに付属する管に係る次の事項

1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 内燃機関に係る次の事項

イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数及び取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類

ハ 内燃機関に付属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ニ 内燃機関に付属する空気圧縮設備に係る次の事項

1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬

型の別に記載すること。)

3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 燃料設備に係る次の事項

イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

(5) 発電機に係る次の事項

イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ハ 保護継電装置の名称及び種類

ニ 原動機との連結方法

(6) 冷却設備に係る次の事項

イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及

び可搬型の別に記載すること。
 ハ 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
 ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項

2 常用電源設備

(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 5 非常用電源設備に係る工事の方法
 1 発電機に係る次の事項
 (1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、耐震性に関する相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合、出力
 (2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること。）
 (3) 保護継電装置の種類
 (4) 原動機との連結方法
 2 変圧器に係る次の事項
 (1) 変圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）
 相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業用に供するものにあつ

常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
 耐用性を示した図面
 支持構造物を含めて記載すること。
 常用電源設備の健全性に関する説明書
 電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）
 短絡強度計算書
 三相短絡容量計算書

3 補助ボイラー

ては、常用及び予備の別
 (2) 保護継電装置の種類
 3 遮断器に係る次の事項
 (1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所
 (2) 保護継電装置の種類
 4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 5 常用電源設備に係る工事の方法
 1 補助ボイラーの種類
 2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積
 3 節炭器の伝熱面積
 4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料
 5 安全弁の種類、吹出し圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 6 補助ボイラーに付属する給水設備に係る事項
 (1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力
 (2) 貯水設備の種類、容量及び個数
 7 補助ボイラーに付属する熱交換器に係る事項
 (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に

補助ボイラーに関する主配管の配置の概要を明示した図面及びシステム図
 水循環系統図
 補助ボイラーに属する燃料系統図
 強度に関する説明書
 構造図
 補助ボイラーの基礎に関する説明書
 制御方法に関する説明書
 安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）
 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

記載すること。）
 使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）
 (2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 8 補助ボイラーに付属する通風設備の通風機の種類及び個数
 9 補助ボイラーに付属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
 (1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
 (2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 (3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
 10 補助ボイラーに付属する管等に係る次の事項
 (1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 (2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
 (3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 11 油燃焼用機器に係る次の事項

4 火災防護設備

<p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>	<p>(1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別(2) 輸送装置及びパイプの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の発熱量(3) 熱交換器の種類及び個数 1 2 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量 1 3 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 1 4 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数 1 5 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格 1 6 補助ボイラーに係る工事の方法 1 火災区域構造物及び火災区域構造物の名及び火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p>
---	---

5 浸水防護施設

<p>3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。) 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 4 火災防護設備に係る工事の方法 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所(2) 区画排水設備に係る次の事項 イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)</p>
-----------------------------------	--

8 敷地内土木構造物

7 非常用取水設備

6 補機駆動用燃料

<p>3 敷地内土木構造物に係る工事の方法</p>	<p>1 敷地内土木構造物の斜面安定性に関する説明書(地震による斜面の崩壊による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合の名称、種類、設置場所及び個数) 2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 取水設備(非常用非常用取水設備の冷却用海水を確保すの配置を明示する構築物に限る。)のた図面名称、種類、容量、主耐震性に関する要寸法、材料及び個数説明書 2 非常用取水設備の構造図 3 非常用取水設備に係る工事の方法</p>	<p>4 浸水防護施設に係る工事の方法 1 燃料貯蔵設備に係る補機駆動用燃料の次の事項(1) 容器的名称、種の配置を明示し、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び耐震性に関する要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載する強度に関する説明書) (2) 貯蔵槽の名称、構造図 種類、容量、主要寸法、材料及び個数 2 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法</p>
---------------------------	--	--	--

<p>3 敷地内土木構造物に係る工事の方法</p>	<p>1 敷地内土木構造物の斜面安定性に関する説明書(地震による斜面の崩壊による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合の名称、種類、設置場所及び個数) 2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 取水設備(非常用非常用取水設備の冷却用海水を確保すの配置を明示する構築物に限る。)のた図面名称、種類、容量、主耐震性に関する要寸法、材料及び個数説明書 2 非常用取水設備の構造図 3 非常用取水設備に係る工事の方法</p>	<p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能緊急時対策所の緊急時対策所の基設置場所を明示 2 本設計方針、適用基準した図面及び機能に関する説明書 3 緊急時対策所に係る耐震性に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p>
---------------------------	--	--	--

別表第三(第三二条、第三三条関係)
記載事項(型式指定添付書類(型式指定の申請に係る型式設計申請に係る型式設計特定機器の設計及定機器の設計及び製作の製法に關係する方法に關係するもの)に限る。)

<p>1 容器の名称、種新技術の内容を十分に 類、容量、最高使用説明した書類 圧力、最高使用温度、型式証明を受けた設計 主要寸法、材料及びとの整合性に関する説 個数（常設及び可搬明書 型の別に記載するこ圧力逃がし装置に係る と。）</p> <p>2 主要弁の名称、配置を明示した図面及 び系統図 種類、最高使用圧力、耐震性に関する説明書 最高使用温度、主要強度に関する説明書 寸法、材料、駆動方構造図 法、個数及び取付筒容量、最高使用圧力、 所（常設及び可搬型最高使用温度、外径、 の別に記載すること設定破裂圧力、原動機 の出力及び効率の設 定）</p> <p>3 圧力開放板の設根拠に関する説明書 定破裂圧力、主要寸圧力逃がし装置が使用 法、材料及び個数 される条件の下におけ る健全性に関する説 明</p> <p>4 主配管の名称、る健全性に関する説明 最高使用圧力、最高書 使用温度、外径、厚第百一条の購入契約を さ及び材料（常設及縮結している者にあつ び可搬型の別に記載ては、当該契約書の写 すること。）</p> <p>5 排風機の名称、申請に係る型式設計特 種類、容量、主要寸定機器の特定機器型式 法及び個数並びに原証明通知書又は特定機 動機の種類、出力及器型式証明変更承認通 び個数（常設及び可知書の写し 搬型の別に記載する こと。）</p> <p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防 止を目的として設置 するものに限る。）の 名称、種類、効率、 主要寸法、個数（常 設及び可搬型の別に 記載すること。） 7 圧力逃がし装置 の基本設計方針、適 用基準及び適用規格 8 圧力逃がし装置 に係る製作の方法</p>	<p>器型式証明変更承認通 知書の写し</p>
--	-----------------------------

ガスタスタービン原動力を備える発電設備

<p>1 ガスタービンに 係る次の事項 (1) ガスタービン の種類、出力、入口 及び出口の圧力及び 温度、設計外気温度、 回転速度、被動機一 体の危険速度、排出 ガス量並びに個数 (常設及び可搬型の別 に記載すること。) (2) 主要な管の主 要寸法及び材料（常 設及び可搬型の別に 記載すること。) (3) 调速装置及び 非常调速装置の種類 (4) ガスタービン に附属する熱交換器 の種類、入口及び出 口の温度、最高使用 圧力（一次側及び二 次側の別に記載する こと。）、最高使用温 度（一次側及び二次 側の別に記載すること と）、主要寸法、材 料並びに個数（常設 及び可搬型の別に記 載すること。) (5) ガスタービン に附属する空気圧縮 機及びガス圧縮機に 係る次の事項 イ 空気だめ及びガ スだめの種類、容量 最高使用圧力、主要 寸法、材料及び個数 (常設及び可搬型の別 に記載すること。) ロ 空気だめ及びガ スだめの安全弁の種 類、吹出圧力、吹出 量及び個数（常設及 び可搬型の別に記載 すること。) ハ 空気圧縮機及び ガス圧縮機の種類、</p>	<p>新技術の内容を十分に 説明した書類 型式証明を受けた設計 との整合性に関する説 明書 ガスタービンを原動力 とする発電設備に係る 機器の配置を明示した 図面及び系統図 ガスタービンを原動力 とする発電装置の出力 の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、 揚程又 は吐出圧力、吹出圧力 及び外径、伝熱面積並 びに原動機の出力の設 定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書 （パネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力 とする発電設備が使用 される条件の下におけ る健全性に関する説明 書 第百一条の購入契約を 締結している者にあつ ては、当該契約書の写 し 申請に係る型式設計特 定機器の特定機器型式 証明通知書又は特定機 器型式証明変更承認通 知書の写し</p>
---	--

<p>容量、吐出圧力及び 個数（常設及び可搬 型の別に記載するこ と。) 二 空気圧縮機に附 属する冷却塔の種類、 容量、吐出圧力及び 個数（常設及び可搬 型の別に記載するこ と。) (6) 空気冷却器に 係る次の事項 イ 種類、入口及び 出口の温度並びに個 数（常設及び可搬型 の別に記載すること と。) ロ 中間冷却器の最 高使用圧力、主要寸 法及び材料 (7) ガスタービン に附属する管に係る 次の事項 イ 主要な管の最高 使用圧力、最高使用 温度、外径、厚さ及 び材料（常設及び可 搬型の別に記載する こと。) ロ 安全弁及び逃が し弁の種類、吹出圧 力、吹出量及び個数 (常設及び可搬型の別 に記載すること。) 二 発電機に係る次 の事項 (1) 発電機の名称、 種類、容量、主要寸 法、力率、電圧、相、 周波数、回転速度、 結線法、冷却方法及 び個数（常設及び可 搬型の別に記載する こと。) (2) 励磁装置の名 称、種類、容量及び 個数（常設及び可搬</p>	<p>型式証明を受けた設計 との整合性に関する説 明書 ガスタービンを原動力 とする発電設備に係る 機器の配置を明示した 図面及び系統図 ガスタービンを原動力 とする発電装置の出力 の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、 揚程又 は吐出圧力、吹出圧力 及び外径、伝熱面積並 びに原動機の出力の設 定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書 （パネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力 とする発電設備が使用 される条件の下におけ る健全性に関する説明 書 第百一条の購入契約を 締結している者にあつ ては、当該契約書の写 し 申請に係る型式設計特 定機器の特定機器型式 証明通知書又は特定機 器型式証明変更承認通 知書の写し</p>
--	--

<p>型の別に記載するこ と。) (3) 保護継電装置 の名称及び種類 (4) 原動機との連 結方法 3 冷却設備に係る 次の事項 (1) 熱交換器の名 称、種類、容量、最 高使用圧力（管側及 び胴側の別に記載す ること。）、最高使用 温度（管側及び胴側 の別に記載すること と。）、伝熱面積、主 要寸法、材料及び個数 （常設及び可搬型の別 に記載すること。) (2) ポンプの名称、 種類、容量、揚程又 は吐出圧力、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料 及び個数並びに原動 機の種類、出力及び 個数（常設及び可搬 型の別に記載するこ と。) (3) ろ過装置の名 称、種類、容量、最 高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数（常設 及び可搬型の別に記 載すること。) (4) 主要弁の名称、 種類、最高使用圧力、 最高使用温度、主要 寸法、材料、駆動方 法及び個数（常設及 び可搬型の別に記載 すること。) (5) 主配管の名称、 最高使用圧力、最高</p>	<p>型式証明を受けた設計 との整合性に関する説 明書 ガスタービンを原動力 とする発電設備に係る 機器の配置を明示した 図面及び系統図 ガスタービンを原動力 とする発電装置の出力 の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、 揚程又 は吐出圧力、吹出圧力 及び外径、伝熱面積並 びに原動機の出力の設 定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書 （パネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力 とする発電設備が使用 される条件の下におけ る健全性に関する説明 書 第百一条の購入契約を 締結している者にあつ ては、当該契約書の写 し 申請に係る型式設計特 定機器の特定機器型式 証明通知書又は特定機 器型式証明変更承認通 知書の写し</p>
---	--

<p>備設電発るすと力動原を関機燃内</p> <p>属する冷却水設備の容量、最高使用温度、揚程又</p>	<p>使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(7) 送風機の種類、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(8) 排風機の種類、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>5 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法</p>
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p>	<p>1 内燃機関に係る次の事項</p> <p>(1) 機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 调速装置及び非常调速装置の名称及び種類</p> <p>(3) 内燃機関に属する冷却水設備の容量、最高使用温度、揚程又</p>

<p>名称、種類、容量及び吐出圧力、吹出圧力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(4) 内燃機関に属する空気圧縮設備(バナ式のものに限る)に係る次の事項</p> <p>空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>燃料デイトンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>発電機に係る次の事項</p> <p>(1) 発電機の種類、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び</p>	<p>吐出圧力、吹出圧力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>安全弁の吹出量計算書</p> <p>定根拠に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p> <p>ハ 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>イ 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ハ 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>イ 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>
---	--

<p>個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(3) 保護継電装置の名称及び種類</p> <p>(4) 原動機との連結方法</p> <p>3 冷却設備に係る次の事項</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)</p> <p>(2) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>吐出圧力、吹出圧力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>安全弁の吹出量計算書</p> <p>定根拠に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式</p>
---	---

<p>無停電電源装置</p> <p>1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>2 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 無停電電源装置に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式</p>	<p>(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(7) 送風機の種類、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(8) 排風機の種類、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>4 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>5 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法</p>
---	---

